平成３０年（フ）第２２３号
兵庫県西宮市高須町２丁目１番31―1412号
債務者　藤田　雅美
1　決定年月日時　平成30年５月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月18日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成３０年（フ）第５３号
奈良県宇陀郡御杖村大字神末4078番地
債務者　笹谷　美弥
1　決定年月日時　平成30年５月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月18日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成３０年（フ）第２２号
佐賀県武雄市山内町大字犬走2798番地１
債務者　古賀千壽代
1　決定年月日時　平成30年５月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月18日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成３０年（フ）第４５号
宮城県大崎市古川駅南３丁目17番地２レリーフ・イー408号、従前の住所宮城県亘理郡山元町坂元字影倉四２番地
債務者　阿部　孝則
1　決定年月日時　平成30年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月19日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成３０年（フ）第３６号
金沢市神宮寺２丁目３番８号、従前の住所金沢市柳橋町甲59番地３
債務者　藥眞寺瑞希（旧姓小田島）
1　決定年月日時　平成30年５月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月19日まで
金沢地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第５９号
石川県野々市市押越２丁目77番地
債務者　蚊村　信子
1　決定年月日時　平成30年５月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月19日まで
金沢地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第２８号
長野県埴科郡坂城町大字南条4504番地１
債務者　山極　卓弥
1　決定年月日時　平成30年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月19日まで
長野地方裁判所上田支部

平成３０年（フ）第６８号
兵庫県伊丹市南野６丁目１番13―105号、前住所神奈川県横浜市西区中央２丁目41番３―302号
債務者　前　　勇輝
1　決定年月日時　平成30年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月19日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成３０年（フ）第１８９号
兵庫県西宮市泉町４番５―104号
債務者　岡嵜　行宏
1　決定年月日時　平成30年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月19日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成３０年（フ）第２１９号
兵庫県尼崎市南塚口町８丁目34番１―202号
債務者　若生　正義
1　決定年月日時　平成30年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月19日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成３０年（フ）第２２０号
兵庫県尼崎市南塚口町８丁目34番１―202号
債務者　若生　朝美
1　決定年月日時　平成30年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月19日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成３０年（フ）第２２４号
兵庫県芦屋市宮塚町１番６―402号、前住所大阪市西区西本町２丁目１番７―801号
債務者　山崎　晃盛
1　決定年月日時　平成30年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月19日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成３０年（フ）第１８号
島根県浜田市日脚町360番地53　（２―234）
債務者　清水　敏代
1　決定年月日時　平成30年５月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月19日まで
松江地方裁判所浜田支部

平成３０年（フ）第８号
徳島県三好郡東みよし町西庄字出口18番地２西庄第２団地93号室
債務者　平山沙夜香
1　決定年月日時　平成30年５月18日午後０時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月19日まで
徳島地方裁判所美馬支部

平成３０年（フ）第１１号
徳島県美馬市美馬町字願勝寺15番地５
債務者　長江　和年
1　決定年月日時　平成30年５月18日午後０時15分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月19日まで
徳島地方裁判所美馬支部

平成３０年（フ）第８１号
福岡県久留米市城島町城島1201番地　内茂手住宅１棟36
債務者　原田　和之
1　決定年月日時　平成30年５月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月19日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成３０年（フ）第８２号
福岡県久留米市城島町城島1201番地　内茂手住宅１棟36
債務者　原田真由美
1　決定年月日時　平成30年５月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月19日まで
福岡地方裁判所久留米支部